

児童手当

次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援します。

対象：0歳～中学校卒業までの子どもを養育する父母など

- ・0歳～3歳未満 15,000円(一律)
- ・3歳～小学校修了前 10,000円
(第3子以降は15,000円)
- ・中学生 10,000円(一律)
- ・特例給付 5,000円

支給月 6月 10月 2月 ※所得要件があります。

持ち物

- ① 申請者の健康保険証
- ② 申請者名義の通帳
- ③ 印鑑
- ④ マイナンバーカードまたは、通知カード(父母分)



未熟児養育医療

出産後入院が必要な未熟児に医療給付を行い、児の健全な育成を図ります。

対象：未熟児で、医師が入院養育を必要と認めたもの

内容：治療にかかる医療費等(保険診療分)

未熟児(①または②に該当)

- ① 出生時体重 2,000グラム以下
- ② 生活力がとくに薄弱で、一定の症状を示す。

持ち物

- ① 養育医療意見書(病院で発行) ② 印鑑
- ③ マイナンバーカード(または、通知カード)

※転入した方

源泉徴収票(職場で発行)または確定申告書の写し等、所得税が証明できるもの(世帯全員分)

こども医療費助成

子どもの疾病の早期発見と適切な治療、および保護者の経済的負担を軽減します。

対象：0歳から中学校卒業までの子ども
受給者証が発行されます。

内容：医療費の一部負担金(2割または3割)の全額

持ち物

- ① 子どもの健康保険証 ② 印鑑
- ③ マイナンバーカードまたは通知カード(保護者分)

しずおか子育て優待カード

子育て家庭を地域・企業・行政が一体となって支援する制度で、協賛店舗では、さまざまなサービスを受けることができます。

対象：18歳未満の子どもを
同伴した保護者、
または、妊娠中の方。



不妊・不育症治療費助成

一般不妊治療(人工授精)費 助成制度

人工授精に要した保険対象外の費用の一部を助成します。

対象

- ・夫または妻の住所が市内にあり、治療機関の初日における妻の年齢が40歳未満である夫婦
- ・夫婦の前年度所得合計が730万円未満(市税等を滞納していない)夫婦

支給(助成内容)

- ・人工授精に要する治療費の7割
- ・児が生まれるまでの治療につき、助成期間内で最大6万3千円。
- ・助成期間は2年間

特定不妊治療費

助成制度

※男性不妊治療を含む

体外受精または顕微授精に要した保険対象外の費用の一部を助成します。

対象

- ・夫または妻の住所地が1年以上市内である夫婦で、指定医療機関において特定不妊治療(体外受精等)を受けた方

支給(助成内容)

- ・特定不妊治療に要する費用の2分の1以内
- ・1夫婦1回あたり15万円を上限とする。(特定不妊治療・男性不妊治療それぞれに対して支給)
- ※県の助成額を差し引いた額を基準に算出します。

不育症治療費助成制度

不育症治療に要した保険対象外の費用の一部を助成します。

対象

- ・不育症治療を受けた方
- ・夫または妻の住所が市内にあり、妻の年齢が43歳未満である夫婦
- ・夫婦の前年度所得合計が730万円未満(市税等を滞納していない)の方

支給(助成内容)

- ・不育症治療に要する費用の7割の額
- ・児が生まれるまでの治療につき、助成対象期間内で最大241,500円
- ・助成期間は2年間

※各制度の詳細は、ホームページを参照。